

医政医発 0331 第 5 号

平成 28 年 3 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長

（ 公 印 省 略 ）

専門研修プログラムの認定に向けた各都道府県における調整等について

今般、3月25日に開催された社会保障審議会医療部会「専門医養成の在り方に関する専門委員会」において、新たな専門医の養成を平成29年度から開始するとした場合の必要な調整事項として、「専門研修プログラムの認定に向けた調整方針」（別紙）をお示ししております。

貴都道府県におかれては、別紙の「2 都道府県の取組」を参考に、関係者（大学・主な基幹施設・連携施設、医師会、病院団体、行政、日本専門医機構等）と連携し、必要な情報共有、検証、調整等を図っていただくようお願いします。

また、この「専門研修プログラムの認定に向けた調整方針」においては、5月中に、各都道府県より、管内の医療機関が関わる専門研修プログラムの内容について、地域医療の確保の観点から改善が必要な事項を日本専門医機構へ提出した後、同機構と連携してこの改善事項等について調整いただくこととなっておりますが、都道府県で調整に努めたにもかかわらず状況が改善しない等の場合には、適宜厚生労働省に報告願います。

さらに、6月中に、全ての調整が終了後、プログラム認定前に、管内の専門研修プログラムについて関係者の合意を協議会で確認した旨を厚生労働省へ報告していただくこととなります。